

仙台高等専門学校学則

平成21年10月1日 学則第1号

最終改正 令和5年3月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 仙台高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第2章 学科及び職員組織

(学科、教育上の目的及び学生定員)

第2条 本校に次の学科、類及びコースを置き、人材の養成に関する教育目標及び学生定員は、次のとおりとする。

学科	教育目標	類	コース	入学定員	収容定員
総合 工学科	1. 主体性と協調性をもつ人間性豊かな人材の養成 2. 広い視野をもつ実践的で創造的な技術者の養成 3. 地域や国際社会に貢献できる技術者の養成	Ⅰ類	情報システムコース	280人	1,400人
			情報通信コース		
			知能エレクトロニクスコース		
		Ⅱ類	ロボティクスコース		
			マテリアル環境コース		
			機械・エネルギーコース		
		Ⅲ類	建築デザインコース		
	応用科学コース（4年～）				

(職員組織)

第3条 本校に、校長、副校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 前項の教職員のほか、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

3 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(主事)

第4条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け、学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事務部)

第5条 本校に、その事務を処理するため事務部を置く。

(内部組織)

第6条 前3条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定める。

第3章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限及び在学期間)

第7条 修業年限は、5年とする。ただし、10年を超えて在学することはできない。

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで
(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 開校記念日 10月1日
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
 - (7) 学年末休業
- 2 前項第4号から第7号までの休業日は、校長がその都度定める。
- 3 教育上必要な場合には、校長は、第1項の休業日を変更することができる。
- 4 第1項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

第11条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第4章 教育課程等

(授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程)

第13条 教育課程は、授業科目及び特別活動により編成するものとする。

- 2 学年ごとの授業科目及びその履修単位数は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。
- 3 各授業科目の単位数は、30単位時間の履修を1単位として計算するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は60単位を超えないものとする。
- 6 前3項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 7 特別活動は、第1学年から第3学年まで各学年30単位時間実施する。

(授業の方法)

第13条の2 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 3 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 4 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、前三項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第14条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目に

ついて修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第15条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数の合計数は60単位を超えないものとする。

4 第1項に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第16条 学科等は、当該学科等の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（次項において「教育改善研修等」という。）を実施しなければならない。

2 学科等は、教育改善研修等の実施結果について、毎年度、校長に報告するものとする。

(学年の課程の修了又は卒業の認定)

第17条 各学年の課程の修了又は卒業の認定にあたっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(再履修)

第18条 前条の認定の結果、原学年に留められた者は、当該学年に係る授業科目を再履修することができる。

(特別の課程の編成)

第19条 校長は、必要があると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第123条において準用する同法第105条の規定に基づく仙台高等専門学校の学生以外の者を対象とした特別の課程（次項において「特別の課程」という。）を編成するものとする。

2 前項及び独立行政法人国立高等専門学校機構における特別の課程に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第95号）に定めるもののほか、特別の課程の編成に必要な事項は、別に定める。

第5章 入学、転科、休学、退学、転学、留学及び卒業

(入学資格)

第20条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 中学校に準ずる学校を卒業した者
- (3) 義務教育学校を卒業した者
- (4) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の定めるところにより、中学校を卒業したと同等以上の学力があると認められた者
- (6) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (7) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業認定規則により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (10) その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選抜及び入学の許可)

第21条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。ただし、入学定員の一部については、出身中学校の長の推薦に基づき学力検査を免除し、作文及び面接の評価、調査書その他必要な書類等を資料として

入学者の選抜を行うことができる。

- 2 校長は、前項の選抜の結果に基づき、第35条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理された者にあつては、この限りでない。

(編入学の許可)

第22条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することができる。

(転入学の許可)

第23条 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

(入学の手續)

第24条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保証人と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

- 2 前項の手續を終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことができる。

(類・コース配属、転類・転コース)

第25条 学生は入学時にⅠ類～Ⅲ類に所属するものとする。

- 2 学生のコース配属は第2学年進級時に行う。
- 3 転類、転コースを希望する者があるときは、校長は転コースを許可することがある。
- 4 応用科学コースへの配属は第4学年進級時から行う。
- 5 前4項に関し、必要な事項は別に定める。

(休学)

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

(休学の期間)

第27条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して5年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第7条に規定する修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第28条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

(出席停止)

第29条 校長は、伝染病その他の疾病にかかった学生に対して必要と認めたときは、出席停止を命ずることができる。

(退学及び再入学)

第30条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

- 2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することができる。

(他の学校への入学)

第31条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第32条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

- 2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、第15条第3項により準用する同条第1項の規定により単位の修得を認定した場合においては、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

- 3 前2項に関し、必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第33条 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

- 2 卒業した者は、準学士と称することができる。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第34条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、「独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則」（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号。以下「費用規則」という。）に規定する検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第35条 入学料の額は、費用規則に規定する額とする。

(授業料)

第36条 学生は、費用規則に規定する授業料年額を前期及び後期の2期に区分し納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生の申出により前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

(学年の途中で入学した者の授業料)

第37条 学年の中途において入学した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月の末日までに納付するものとする。

(学年の途中で退学する者の授業料)

第38条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第39条 学寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、費用規則に規定する寄宿料を納付するものとする。

(検定料等の返還)

第40条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、第36条第3項の規定により授業料を納付した学生が後期に係る授業料の納付の時期前に休学又は退学した場合、当該授業料に相当する額を返還することができる。

(入学料、授業料若しくは寄宿料の減免又は徴収猶予)

第41条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合その他やむを得ない事由（以下「特別な事由」という。）により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額若しくは半額を免除することができる。

また、経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は特別な事由がある場合には、入学料の徴収を猶予することができる。

2 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

3 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合又は死亡等の場合には、寄宿料の全額を免除することができる。

4 前3項に関し、必要な事項は、別に定める。

第7章 学生準則及び賞罰

(学生準則)

第42条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第43条 学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第44条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることができる。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第27条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 第7条に規定する在学期間を超えた者
- (4) 授業料の納付を怠り督促を受けてもなお納付しない者
- (5) 第21条第2項に規定する入学料免除又は徴収猶予の申請書を受領され、免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの

第8章 専攻科

(設置)

第46条 本校に専攻科を置く。

(目的)

第47条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を養成することを目的とする。

(専攻、教育上の目的及び学生定員)

第48条 専攻科に次の専攻を置き、人材の養成に関する教育目標及び学生定員は、次のとおりとする。

専攻	教育目標	入学定員	収容定員
情報電子システム工学専攻	1. 主体性と協調性をもつ人間性豊かな人材の養成 2. 広く深い視野をもつ実践的で創造的な技術者の養成	30人	60人
生産システムデザイン工学専攻	3. 地域や国際社会に貢献できる技術者の養成	40人	80人

(修業年限及び在学期間)

第49条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(長期履修学生)

第50条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、校長は4年の範囲内で許可することがある。ただし、6年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定により、計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、校長は許可することができる。

3 前2項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は校長が別に定める。

(入学資格)

第51条 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入することができるもの
- (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の

学校教育における14年の課程を修了した者

- (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) その他本校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（入学者の選抜及び入学の許可）

第52条 校長は、専攻科の入学志願者について、別に定めるところにより選抜の上、入学を許可する。

（教育課程）

第53条 専攻科の授業科目及び単位数は、別表第4及び別表第5のとおりとする。

- 2 履修方法については別に定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第54条 専攻等は、当該専攻等の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（次項において「教育改善研修等」という。）を実施しなければならない。

- 2 専攻等は、教育改善研修等の実施結果について、毎年度、校長に報告するものとする。

（休学の期間）

第55条 専攻科学生の休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

- 2 休学の期間は、第49条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

（修了）

第56条 校長は、専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得した者について、修了を認定する。

（準用規定）

第57条 専攻科学生については、第8条から第12条まで、第13条の2、第15条第1項、第24条、第26条、第28条から第30条まで、第32条第1項、第34条から第45条までの規定を準用する。この場合において、第13条の2第4項中「60単位」とあるのは、「30単位」と、第32条第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは、「外国の大学」と、第45条第2号中「第27条」とあるのは、「第55条」と、第45条第3号中「第7条」とあるのは、「第49条」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 専攻科の専攻において、第19条の規定を準用する。

（その他）

第58条 本章の定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 学寮

（学寮の設置）

第59条 本校に学寮を設ける。

- 2 学寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

（研究生）

第60条 本校において、特定の専門事項に関し研究を志願する者に対しては、本校の教育研究に支障がない場合に限り研究生として入学を許可することができる。

（科目等履修生）

第61条 本校において、一又は複数の授業科目について履修を志願する者に対しては、本校の教育に支障がない場合に限り科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 校長は、科目等履修生に対し、単位の修得を認定することができる。

（特別聴講学生）

第62条 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校の学生又は外国の大学、短期大学若しくはこれらに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学・短期大学等」という。）の学生で本校の授業科目の履修を志願するものがあるときは、本校の教育に支障がない場合に限り、当該他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学・短期大学等と協議して定めるところにより、特別聴講学生とし

て受入れを許可することができる。

(補則)

第63条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

第11章 外国人留学生

(外国人学生)

第64条 外国人で、本校に入学を志願する者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第65条 外国人留学生は、定員外とすることができる。

第66条 外国人留学生には、別に定めるもののほか、本学則を準用する。

第12章 公開講座

(公開講座)

第67条 地域住民の教養を高め、地域社会への貢献に資するため、本校に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する事項については、別に定める。

第13章 雑則

(雑則)

第68条 この学則に定めるもののほか、学則の施行に際し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 (省略)

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 機械システム工学科、電気システム工学科、マテリアル環境工学科、建築デザイン学科、知能エレクトロニクス工学科、情報システム工学科及び情報ネットワーク工学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成29年3月31日に本校に在学する者が本校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成28年度以前に入学した者の教育課程の編成、授業科目、年次配当及び単位数については、改正後の規定に関わらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前に入学した者の教育課程の編成、授業科目、年次配当及び単位数については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

なお、改正後の第14条及び第15条は、機械システム工学科、電気システム工学科、マテリアル環境工学科、建築デザイン学科、知能エレクトロニクス工学科、情報システム工学科及び情報ネットワーク工学科に在籍する者にも適用する。

附 則

この学則は、令和2年8月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年2月10日から施行する。ただし、第13条の2第4項及び第57条第1項は令和3年2月10日から適用し、第36条第2項は令和2年4月1日から適用する。
- 2 なお、改正後の第13条の2第4項、第36条第2項及び第57条第1項は、機械システム工学科、電気システム工学科、マテリアル環境工学科、建築デザイン学科、知能エレクトロニクス工学科、情報システム工学科、情報ネットワーク工学科に在籍する者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に専攻科に入学した者に係る別表第4のロの規定は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に専攻科に入学した者に係る別表第4のイ及び別表第5のイの規定は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和4年1月19日から施行する。ただし、改正後の第7条、第27条第3項、第45条第3号及び第57条の規定は、令和4年4月1日入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者に係る別表第2のへは、改正後の別表にかかわらず、次のとおりとする。
(省略)

附 則

この学則は、令和4年12月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した者に係る別表第2のへは、改正後の別表にかかわらず、次のとおりとする。
(省略)